

本編該当箇所	【素案（案）】	【現行】秋田市地域防災計画（平成31年3月5日）	備考（修正根拠等）																												
全体	<p>令和3年5月に変更となった避難情報の名称を修正。</p> <table border="1" data-bbox="350 247 759 436"> <tr><th>変更後</th></tr> <tr><td>高齢者等避難</td></tr> <tr><td>避難指示</td></tr> <tr><td>緊急安全確保</td></tr> </table>	変更後	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保	<table border="1" data-bbox="1507 247 1917 436"> <tr><th>変更前</th></tr> <tr><td>避難準備・高齢者等避難開始</td></tr> <tr><td>避難勧告、避難指示（緊急）</td></tr> <tr><td>災害発生情報</td></tr> </table>	変更前	避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告、避難指示（緊急）	災害発生情報	用語の整理																				
変更後																															
高齢者等避難																															
避難指示																															
緊急安全確保																															
変更前																															
避難準備・高齢者等避難開始																															
避難勧告、避難指示（緊急）																															
災害発生情報																															
<p>第1章 第3節 (P21)</p>	<p>第3節 秋田市の災害活動体制 2 災害対策本部等の設置・廃止基準 <u>(5) 本部事務局の事務分掌</u> 本部事務局は、災害対策本部設置に併せて速やかに設置し、主として被害状況や応急対策状況等の情報集約と調整を行う。 また、対応の進捗により必要に応じて班を追加編制し、災害対応を実施する。 本部事務局の事務分掌については、表1-3-5のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">表 1-3-5 秋田市災害対策本部 本部事務局の事務分掌</p> <p>【災害対策本部の設置に併せて速やかに編成】</p> <table border="1" data-bbox="290 926 1391 1944"> <thead> <tr> <th>班区分</th> <th>人数</th> <th>長</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務局長</td> <td>1</td> <td>総務部次長</td> <td>・事務局の総括</td> </tr> <tr> <td>副事務局長</td> <td>1</td> <td>防災安全対策課長</td> <td>・事務局長の補佐</td> </tr> <tr> <td>情報・対策班</td> <td>15</td> <td>防災安全対策課長（兼）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・避難情報に関する事項 ・情報の分析および応急処の方針の案出 ・応急処処図の作成、応急対策の進行管理 ・災害本部会議資料の整理 ・災害対策本部の活動記録 ・災害救助法に関する事務 ・災害対策室のシステムの運用・維持 ・自衛隊の派遣要請に関する事項 ・被害情報等の収集・整理、共有（家屋・交通・ライフライン等） ・被害状況図の作成・整理 ・被害報告の作成 ・避難所への食糧・物資の輸送等に関する調整 ・避難者の移動に関する調整 ・備蓄品の管理等 ・クロノロジーの入力・整理 ・各部・各関係機関との調整 </td> </tr> <tr> <td>道路・河川・上下水道班</td> <td>6</td> <td>建設部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・被害状況等の収集・整理、共有（道路・河川・上下水道等） ・道路・河川等の被害状況図の作成・整理 ・被害報告の作成 ・クロノロジーの入力 </td> </tr> <tr> <td>避難所運営班</td> <td>4</td> <td>市民生活部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設・運営に関する事項 ・避難所情報（人数、ニーズ等含む）の収集・整理 ・避難所の備蓄品の要請・供給の調整 ・クロノロジーの入力 </td> </tr> <tr> <td>市民対応班</td> <td>6</td> <td>観光文化スポーツ部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・市民からの電話等対応（情報と要望の切り分け） ・情報については情報・対策班に引き継ぎ ・クロノロジーの入力 </td> </tr> </tbody> </table>	班区分	人数	長	事務分掌	事務局長	1	総務部次長	・事務局の総括	副事務局長	1	防災安全対策課長	・事務局長の補佐	情報・対策班	15	防災安全対策課長（兼）	<ul style="list-style-type: none"> ・避難情報に関する事項 ・情報の分析および応急処の方針の案出 ・応急処処図の作成、応急対策の進行管理 ・災害本部会議資料の整理 ・災害対策本部の活動記録 ・災害救助法に関する事務 ・災害対策室のシステムの運用・維持 ・自衛隊の派遣要請に関する事項 ・被害情報等の収集・整理、共有（家屋・交通・ライフライン等） ・被害状況図の作成・整理 ・被害報告の作成 ・避難所への食糧・物資の輸送等に関する調整 ・避難者の移動に関する調整 ・備蓄品の管理等 ・クロノロジーの入力・整理 ・各部・各関係機関との調整 	道路・河川・上下水道班	6	建設部	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況等の収集・整理、共有（道路・河川・上下水道等） ・道路・河川等の被害状況図の作成・整理 ・被害報告の作成 ・クロノロジーの入力 	避難所運営班	4	市民生活部	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設・運営に関する事項 ・避難所情報（人数、ニーズ等含む）の収集・整理 ・避難所の備蓄品の要請・供給の調整 ・クロノロジーの入力 	市民対応班	6	観光文化スポーツ部	<ul style="list-style-type: none"> ・市民からの電話等対応（情報と要望の切り分け） ・情報については情報・対策班に引き継ぎ ・クロノロジーの入力 	<p>第3節 秋田市の災害活動体制 2 災害対策本部等の設置・廃止基準 <u>(新設)</u></p>	<p>検証項目 No.13(対処体制(災害対策本部等)について)の反映 ※検証項目は、令和5年7月豪雨災害対応検証委員会の検証結果を反映したもの(以下、同様。)</p>
班区分	人数	長	事務分掌																												
事務局長	1	総務部次長	・事務局の総括																												
副事務局長	1	防災安全対策課長	・事務局長の補佐																												
情報・対策班	15	防災安全対策課長（兼）	<ul style="list-style-type: none"> ・避難情報に関する事項 ・情報の分析および応急処の方針の案出 ・応急処処図の作成、応急対策の進行管理 ・災害本部会議資料の整理 ・災害対策本部の活動記録 ・災害救助法に関する事務 ・災害対策室のシステムの運用・維持 ・自衛隊の派遣要請に関する事項 ・被害情報等の収集・整理、共有（家屋・交通・ライフライン等） ・被害状況図の作成・整理 ・被害報告の作成 ・避難所への食糧・物資の輸送等に関する調整 ・避難者の移動に関する調整 ・備蓄品の管理等 ・クロノロジーの入力・整理 ・各部・各関係機関との調整 																												
道路・河川・上下水道班	6	建設部	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況等の収集・整理、共有（道路・河川・上下水道等） ・道路・河川等の被害状況図の作成・整理 ・被害報告の作成 ・クロノロジーの入力 																												
避難所運営班	4	市民生活部	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設・運営に関する事項 ・避難所情報（人数、ニーズ等含む）の収集・整理 ・避難所の備蓄品の要請・供給の調整 ・クロノロジーの入力 																												
市民対応班	6	観光文化スポーツ部	<ul style="list-style-type: none"> ・市民からの電話等対応（情報と要望の切り分け） ・情報については情報・対策班に引き継ぎ ・クロノロジーの入力 																												

本編該当箇所	【素案（案）】				【現行】秋田市地域防災計画（平成31年3月5日）	備考 （修正根拠等）																		
	報道班	4	企画財政部	<ul style="list-style-type: none"> ・記者会見・記者発表の統制 ・報道発表資料の整理 ・報道からの問い合わせ対応 ・災害対策活動の記録(写真・映像等) ・避難情報を除く情報発信の統制に関する事項 ・クロノロジーの入力 																				
<p>第2章 第2節 (P85)</p>	<p>【対応の進捗により追加編成の一例】</p> <table border="1" data-bbox="281 772 1430 1312"> <thead> <tr> <th>班区分</th> <th>長</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受援班</td> <td>総務部</td> <td>・他自治体からの受援に関する調整 等</td> </tr> <tr> <td>被害概況調査班</td> <td>都市整備部</td> <td>・被害の概況調査に関する進捗などの情報共有</td> </tr> <tr> <td>被害認定調査班</td> <td>企画財政部</td> <td>・家屋の被害認定調査に関する進捗などの情報共有</td> </tr> <tr> <td>災害廃棄物処理班</td> <td>環境部</td> <td>・災害廃棄物の現状把握・処理に関する進捗などの情報共有</td> </tr> <tr> <td>災害ケースマネジメント班</td> <td>福祉保健部</td> <td>・災害ケースマネジメントに関する進捗などの情報共有</td> </tr> </tbody> </table>				班区分	長	事務分掌	受援班	総務部	・他自治体からの受援に関する調整 等	被害概況調査班	都市整備部	・被害の概況調査に関する進捗などの情報共有	被害認定調査班	企画財政部	・家屋の被害認定調査に関する進捗などの情報共有	災害廃棄物処理班	環境部	・災害廃棄物の現状把握・処理に関する進捗などの情報共有	災害ケースマネジメント班	福祉保健部	・災害ケースマネジメントに関する進捗などの情報共有	<p>第2節 通信・情報連絡体制の整備</p> <p>1 通信施設の整備</p> <p>(1) 市の通信施設の整備</p> <p>イ 通信施設の整備・活用</p> <p>(ア) 市民への情報伝達手段の整備</p> <p>市が保有する防災情報通信施設としては、移動系無線と沿岸地域住民を対象とした津波警報サイレンがある。市は、さらに全市域を包括する新たな情報伝達手段の構築に努める。</p> <p>また、緊急速報メール、防災ラジオ、市ホームページ、SNSのほか、防災ネットあきたのメールや視覚障がい者および土砂災害区域の住民向けの自動電話サービス、聴覚障がい者向けの自動FAXサービス等多様な伝達手段を活用するとともに、新たな伝達手段の構築に努める。</p>	<p>所要の修正</p>
班区分	長	事務分掌																						
受援班	総務部	・他自治体からの受援に関する調整 等																						
被害概況調査班	都市整備部	・被害の概況調査に関する進捗などの情報共有																						
被害認定調査班	企画財政部	・家屋の被害認定調査に関する進捗などの情報共有																						
災害廃棄物処理班	環境部	・災害廃棄物の現状把握・処理に関する進捗などの情報共有																						
災害ケースマネジメント班	福祉保健部	・災害ケースマネジメントに関する進捗などの情報共有																						
<p>第2章 第2節 (P90)</p>	<p>2 情報連絡体制の整備</p> <p>(1) 情報収集・伝達ルートの確立</p> <p>オ 収集した情報の分析整理等</p> <p>市は、収集した情報を的確に分析整理するための人材育成を図るとともに、必要に応じ、<u>専門家意見の活用</u>に努める。</p> <p>加えて、被害情報や関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索できるよう、最新のICT（情報通信関連技術）の導入や、必要に応じて災害対策を支援する地理情報システムの構築に努める。</p> <p>また、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等の防災関連情報の収集や蓄積に努め、<u>総合的な防災情報を網羅した各種災害ハザードマップなどによる災害リスクの周知などへ活用する。</u></p>				<p>2 情報連絡体制の整備</p> <p>(1) 情報収集・伝達ルートの確立</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>県計画との整合（第2編第1章第4節 災害情報の収集・伝達計画）</p>																		

本編該当箇所	【素案（案）】	【現行】秋田市地域防災計画（平成 31 年 3 月 5 日）	備考 (修正根拠等)
第 2 章 第 4 節 (P98)	<p>第 4 節 企業防災の促進</p> <p>1 企業の役割</p> <p>(1) 事業継続と共に求められるもの</p> <p>ア 生命の安全確保と安否確認</p> <p>第一に災害発生直後における顧客の生命の安全確保、第二に企業役員、従業員、関連会社、派遣社員、協力会社など、業務に携わる人々の生命の安全確保が求められる。</p> <p><u>このため、企業は、災害発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止のため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を努めるものとする。</u></p> <p><u>なお、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときは、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。</u></p>	<p>第 4 節 企業防災の促進</p> <p>1 企業の役割</p> <p>(1) 事業継続と共に求められるもの</p> <p>ア 生命の安全確保と安否確認</p> <p>第一に災害発生直後における顧客の生命の安全確保、第二に企業役員、従業員、関連会社、派遣社員、協力会社など、業務に携わる人々の生命の安全確保が求められる。</p>	県計画との整合（第 2 編第 1 章第 26 節 企業防災促進計画）
第 2 章 第 5 節 (P102)	<p>第 5 節 防災知識の普及および防災教育の推進</p> <p>計画の方針</p> <p>「自らの身の安全は自らが守る」が防災の基本であり、市民一人ひとりの自覚と、平常時からの防災に対する構えと心がけが重要である。津波に関しては、「沿岸部で強い地震を感じたら急いで避難」という基本的な事項を周知徹底することも重要である。<u>市は、住民に対して、自らの判断で避難行動をとることおよび早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得る。</u></p> <p>また、災害発生時においては、初期消火など自らができる防災活動をはじめ、自主防災組織などの地域コミュニティ団体等による防災活動、さらに企業および関連団体等による防災活動が、市および防災関係機関による各種防災対策や救急・救助活動の実施とあいまって、被害の軽減に結びつく。</p> <p>市は、<u>市民が防災に関して正しい知識を持ち、的確な行動がとれるようにするため、平常時から地震体験車などを活用した市民参加の体験型防災イベントや、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等を含む各種研修会などを開催し、防災知識や災害時の対応などの普及指導に努める。</u></p> <p><u>さらに、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。</u></p> <p><u>また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。</u></p>	<p>第 5 節 防災知識の普及および防災教育の推進</p> <p>計画の方針</p> <p>「自らの身の安全は自らが守る」が防災の基本であり、市民一人ひとりの自覚と、平常時からの防災に対する構えと心がけが重要である。津波に関しては、「沿岸部で強い地震を感じたら急いで避難」という基本的な事項を周知徹底することも重要である。</p> <p>また、災害発生時においては、初期消火など自らができる防災活動をはじめ、自主防災組織などの地域コミュニティ団体等による防災活動、さらに企業および関連団体等による防災活動が、市および防災関係機関による各種防災対策や救急・救助活動の実施とあいまって、被害の軽減に結びつく。</p> <p><u>このため、市は、平常時から防災計画および防災体制、災害時の心得、避難救助の措置等について効果的な広報を行い、さらに市民に対して防災教育を行うことにより、防災知識の普及に努める。</u></p>	県計画との整合（第 2 編第 1 章第 1 節 防災知識の普及計画）
第 2 章 第 5 節 (P103)	<p>1 対象者別教育要領</p> <p>(2) 学校等における防災教育</p> <p>学校等においては、地域社会の実情および幼児児童生徒の発達の段階に即し、<u>気候変動の影響も踏まえつつ、教育活動全体を通じた系統的・体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育を推進する。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。</u></p> <p><u>また、市は、学校における消防団員や自主防災組織員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。</u></p>	<p>1 対象者別教育要領</p> <p>(2) 学校等における防災教育</p> <p>学校等においては、地域社会の実情および幼児・児童・生徒の発達の段階に即し、教育活動全体を通じた系統的・計画的な防災教育を推進する。</p>	県計画との整合（第 2 編第 1 章第 1 節 防災知識の普及計画）

本編該当箇所	【素案（案）】	【現行】秋田市地域防災計画（平成 31 年 3 月 5 日）	備考 （修正根拠等）
第 2 章 第 5 節 (P109)	<p>2 市民に対する防災知識の普及</p> <p>(4) 被災者に対する知識</p> <p>ウ 多様な視点から捉えた支援</p> <p><u>避難所運営等、避難者への支援においては、性別の違い等を考慮した支援が重要であることから、秋田県多様性に満ちた社会づくり基本条例を踏まえ、それぞれの個性を尊重し合い、権利の侵害がないよう、多様な視点からの支援に配慮する。</u></p>	<p>2 市民に対する防災知識の普及</p> <p>(4) 被災者に対する知識</p> <p>ウ 女性への配慮</p> <p><u>避難支援における女性への配慮について、避難所運営に女性が加わる等次第に改善させつつある。しかしながら、避難者自身も避難所は老若男女が共存する場であることを認識し生活することが必要不可欠であることから、あらかじめ市民への普及が重要である。</u></p>	県計画との整合（第 2 編第 1 章第 1 節 防災知識の普及計画）
第 2 章 第 6 節 (P112)	<p>第 6 節 防災訓練</p> <p>1 防災訓練の実施</p> <p>(3) 個別訓練の種別</p> <p>ア 通信訓練</p> <p>市は、災害の発生を想定し、災害情報の収集・伝達および被害状況の収集・報告等、迅速かつ的確な災害状況の把握を行い、防災体制を確立できるよう、<u>防災行政無線等</u>について、定期的に通信訓練を行う。</p> <p>また、有線および各種防災情報システムが使用不能になったときの通信連絡の確保についても十分な検討と体制の整備に努める。</p> <p>イ 災害防ぎょ訓練</p> <p>主として以下の訓練を実施する。</p> <p>(ア) 災害情報収集・伝達訓練</p> <p>(イ) 職員の動員訓練</p> <p>(ウ) 災害対策本部設置、運営訓練</p> <p>(エ) 緊急輸送訓練</p> <p>(オ) 消防訓練</p> <p>(カ) 水防訓練</p> <p>(キ) 海難救助訓練</p> <p>(ク) 特殊災害防災訓練（列車事故、トンネル火災、危険物の爆発事故、石油コンビナート基地火災等）</p> <p>(ケ) 避難訓練（主として浸水想定区域から指定緊急避難場所等への避難）</p> <p>(コ) 災害防ぎょ活動従事者の動員訓練</p> <p>(サ) 必要資材の応急手配訓練</p> <p>(シ) 大規模停電を想定した訓練（非常用電源の位置や運用の確認、停電時における機能維持等）</p> <p>(ス) 市町村共同による訓練</p> <p>(セ) <u>関係機関との連携による広域避難を想定した実践型の訓練</u></p> <p>(ソ) <u>感染症対策に配慮した避難所の開設・運営訓練</u></p>	<p>第 6 節 防災訓練</p> <p>1 防災訓練の実施</p> <p>(3) 個別訓練の種別</p> <p>ア 通信訓練</p> <p>市は、災害の発生を想定し、災害情報の収集・伝達および被害状況の収集・報告等、迅速かつ的確な災害状況の把握を行い、防災体制を確立できるよう、<u>防災業務無線および防災業務支援システムに接続される各種通信端末等</u>について、定期的に通信訓練を行う。</p> <p>また、有線および各種防災情報システムが使用不能になったときの通信連絡の確保についても十分な検討と体制の整備に努める。</p> <p>イ 災害防ぎょ訓練</p> <p>主として以下の訓練を実施する。</p> <p>(ア) 災害情報収集・伝達訓練</p> <p>(イ) 職員の動員訓練</p> <p>(ウ) 災害対策本部設置、運営訓練</p> <p>(エ) 緊急輸送訓練</p> <p>(オ) 消防訓練</p> <p>(カ) 水防訓練</p> <p>(キ) 海難救助訓練</p> <p>(ク) 特殊災害防災訓練（列車事故、トンネル火災、危険物の爆発事故、石油コンビナート基地火災等）</p> <p>(ケ) 避難訓練（主として浸水想定区域から指定緊急避難場所等への避難）</p> <p>(コ) 災害防ぎょ活動従事者の動員訓練</p> <p>(サ) 必要資材の応急手配訓練</p> <p>(シ) 大規模停電を想定した訓練（非常用電源の位置や運用の確認、停電時における機能維持等）</p> <p>(ス) 市町村共同による訓練</p>	文章の適正化

本編該当箇所	【素案（案）】	【現行】秋田市地域防災計画（平成 31 年 3 月 5 日）	備考 （修正根拠等）
第 2 章 第 10 節 (P129)	<p>第 10 節 水害対策</p> <p>計画の方針</p> <p>台風や豪雨、地震等により、河川やため池等が決壊し、又は破損した場合は、水害となって大きな被害をもたらす可能性が大きいことから、「秋田市水防計画」に基づき、水防要員の確保と水防資機材の備蓄に努めるほか、<u>施設の適正な維持管理に努める。</u></p> <p><u>また、平常時より水防活動の体制整備を行い、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるように、あらかじめ、災害協定等の締結に努める。</u></p> <p><u>市は、市民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、水害ハザードマップ等により水害リスクや、災害時にとるべき行動についてわかりやすい普及啓発に努めるほか、「雄物川圏域流域治水協議会」等を活用し、流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築し、ハードおよびソフト対策を総合的に推進させる。</u></p> <p><u>国および県は、水害リスクを踏まえたまちづくりに向け、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携のもと、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮等に対するリスクの評価を検討する。特に豪雨や洪水のリスクの評価に当たっては、浸水深や発生頻度等を踏まえて防災・減災目標を設定するよう努め、市も調整に努める。</u></p> <p><u>また、市は県と協力し、河川、下水道について河道掘削、雨水渠、内水排除施設等の整備等を推進するとともに、出水時における監視体制や内水排除施設の耐水機能の確保に努めるほか、河川、下水道等の管理者は連携し、出水時における洪水被害の軽減に努める。</u></p>	<p>第 10 節 水害対策</p> <p>計画の方針</p> <p>台風や豪雨、地震等により、河川やため池等が決壊し、又は破損した場合は、水害となって大きな被害をもたらす可能性が大きいことから、「秋田市水防計画」に基づき、水防要員の確保と水防資機材の備蓄に努めるほか、<u>未改修河川の整備促進を図る。</u></p> <p><u>また、市民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、ハザードマップや防災カルテ等により水害リスクの周知に努める。</u></p>	県計画との整合（第 2 編第 1 章第 9 節 水害予防計画）
第 2 章 第 10 節 (P132)	<p>2 避難対策</p> <p>(4) 洪水等に対する発令基準</p> <p><u>市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、指定河川洪水予報、水位情報、洪水警報、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。</u></p> <p><u>それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水キキクル（洪水警報等の危険度分布）等により具体的な避難指示等の発令基準を策定する。</u></p> <p><u>また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直しを行う。</u></p> <p><u>これらの基準および対象区域の設定および見直しにあたっては、国や県から必要な助言等を受けるものとする。</u></p>	<p>2 避難対策</p> <p>(新設)</p>	県計画との整合（第 2 編第 1 章第 9 節 水害予防計画）

本編該当箇所	【素案（案）】	【現行】秋田市地域防災計画（平成31年3月5日）	備考 （修正根拠等）
第2章 第11節 (P145)	<p>第11節 土砂災害対策</p> <p>5 造成地の予防対策</p> <p><u>(4) 盛土等による災害防止に向けた対応</u></p> <p>市は、宅地造成および特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。</p> <p>また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成および特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行うものとする。</p>	<p>第11節 土砂災害対策</p> <p>5 造成地の予防対策</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>県計画との整合（第2編第1章第14節土砂災害予防計画）</p>
第2章 第13節 (P154)	<p>第13節 雪害・寒冷対策</p> <p>2 冬期交通の確保</p> <p><u>(9) 積雪による大規模滞留車両の乗員への支援</u></p> <p>道路管理者等は、積雪による大規模な立ち往生の発生により、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合は、河川国道事務所や秋田運輸支局等の関係機関と連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対して、救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努める。</p>	<p>第13節 雪害・寒冷対策</p> <p>1 冬期交通の確保</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>県計画との整合（第2編第1章第17節雪害予防計画）</p>
第2章 第16節 (P173)	<p>第16節 安全避難の環境整備</p> <p>1 避難情報の発令</p> <p>市は、発生した災害の規模、又は発生が予想される災害を前提に、迅速で安全な市民の避難又は避難誘導を確保するため、避難情報を発令し、関係機関および市民に周知する。</p> <p><u>なお、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時に優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。</u></p>	<p>第16節 安全避難の環境整備</p> <p>1 避難情報の発令</p> <p>市は、発生した災害の規模、又は発生が予想される災害を前提に、迅速で安全な市民の避難又は避難誘導を確保するため、避難情報を発令し、関係機関および市民に周知する。</p>	<p>県計画との整合（第2編第1章第5節避難計画）</p>
第2章 第16節 (P178)	<p>3 指定緊急避難場所および指定避難所の指定・整備</p> <p>災害が発生するおそれがある場合や発災した場合、危険を逃れるために避難する市民を受け入れる場所を確保するとともに、住居等を喪失した者に対しては、収容保護を目的として施設を提供することが必要である。このため、市は、<u>地域の特性や過去の教訓、想定される災害などを踏まえ、災害別の指定緊急避難場所および指定避難所をあらかじめ指定し、その整備を行うとともに、周知を図る。さらに、地域の状況等に応じ、適宜、指定緊急避難場所・指定避難所を加除していく。</u></p> <p><u>また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することを想定し、市ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。</u></p>	<p>3 指定緊急避難場所および指定避難所の指定・整備</p> <p>災害が発生するおそれがある場合や発災した場合、危険を逃れるために避難する市民を受け入れる場所を確保するとともに、住居等を喪失した者に対しては、収容保護を目的として施設を提供することが必要である。このため、市は、災害別の指定緊急避難場所および指定避難所をあらかじめ指定し、その整備を行うとともに、周知を図る。さらに、地域の状況等に応じ、適宜、指定緊急避難場所・指定避難所を加除していく。</p> <p><u>なお、指定緊急避難場所は、災害の種類毎に指定することから、災害によっては最寄りの指定緊急避難場所が異なることをあらかじめ地域住民に周知をする。また、指定緊急避難場所が指定避難所を兼ねる場合についても、同様に周知する。</u></p>	<p>文章の適正化</p> <p>県計画との整合（第2編第1章第5節避難計画）</p>

本編該当箇所	【素案（案）】	【現行】秋田市地域防災計画（平成 31 年 3 月 5 日）	備考 （修正根拠等）
第 2 章 第 16 節 (P182)	<p>4 避難所開設・運営体制の整備</p> <p>(2) 指定避難所の運営管理</p> <p>市は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるとともに、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。</p> <p>また、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるよう、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるとともに、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。</p> <p>市および各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。</p> <p>加えて、平常時から感染症対策のため、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災安全対策課、生活総務課および秋田市保健所が連携し、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保など、必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>市は、保健福祉関係者やNPO等の活動が円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。</p>	(新設)	県計画との整合（第 2 編第 1 章第 5 節 避難計画）
第 2 章 第 19 節 (P193)	<p>第 19 節 要配慮者等の安全確保</p> <p>2 避難に関する配慮</p> <p>(1) 要配慮者の実態把握</p> <p>市は、要配慮者について、災害対策基本法における避難行動要支援者名簿に<u>当たる</u>避難支援対象者名簿（同意方式による）や災害対策基本条例に基づく要援護者把握用リストを作成し、自主防災組織や町内会等の単位ごとに把握しておく。把握した内容については、プライバシーに十分配慮する。</p> <p>なお、緊急時はすべての避難支援対象者の安否確認が必要となるため、市が所有する要配慮者情報を開示し、自主防災組織、町内会等の地域関係者と連携して安否確認を行うための連絡体制の整備を行う。</p> <p><u>地域の自主防災組織、町内会等又は民生委員・児童委員は、災害時における支援活動のあり方などについて平常時から検討し、整備しておくものとする。</u></p>	<p>第 19 節 要配慮者等の安全確保</p> <p>2 避難に関する配慮</p> <p>(1) 要配慮者の実態把握</p> <p>市は、要配慮者について、災害対策基本法における避難行動要支援者名簿に<u>あたる</u>避難支援対象者名簿（同意方式による）や災害対策基本条例に基づく要援護者把握用リストを作成し、自主防災組織や町内会等の単位ごとに把握しておく。把握した内容については、プライバシーに十分配慮する。</p> <p>なお、緊急時はすべての避難支援対象者の安否確認が必要となるため、市が所有する要配慮者情報を開示し、自主防災組織、町内会等の地域関係者と連携して安否確認を行うための連絡体制の整備を行う。</p>	検証項目 No. 33（要配慮者への対応について）および 34（見守り対象者の安否確認について）の反映

本編該当箇所	【素案（案）】	【現行】秋田市地域防災計画（平成 31 年 3 月 5 日）	備考 （修正根拠等）
第 2 章 第 19 節 (P200)	<p>4 在宅で避難行動や避難生活に支援の必要な市民の対策</p> <p>(5) 個別避難支援プランの作成と活用等</p> <p>ア 個別避難支援プランの実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難支援プラン情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。</p>	<p>4 在宅で避難行動や避難生活に支援の必要な市民の対策</p> <p>(新設)</p>	<p>県計画との整合（第 2 編第 1 章第 24 節 要配慮者支援計画）</p>
第 2 章 第 22 節 (P211)	<p>第 22 節 広域応援体制の整備</p> <p>1 相互応援体制の確立</p> <p>(2) 市町村間の相互応援</p> <p>エ 応援職員受入体制の整備</p> <p>市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体および各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。</p> <p>また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。</p>	<p>第 22 節 広域応援体制の整備</p> <p>1 相互応援体制の確立</p> <p>(2) 市町村間の相互応援</p> <p>(新設)</p>	<p>防災基本計画（R6. 6 修正）の反映</p>
第 2 章 第 41 節 (P273)	<p>第 41 節 大規模停電対策</p> <p>1 非常用電源等の整備と燃料の確保</p> <p>市および各種公共施設等の施設管理者は、停電が長期間にわたる場合においても、業務の遂行に必要な照明やコンセント等が確保できるよう、非常用発電機の設置等必要な設備を整備するほか、燃料の備蓄等に努める。</p> <p>なお、設備の整備に当たっては、次の点に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用電源の用途および容量 ・非常用電源を供給する機器の選定 ・機器の健全性を保つ継続的な保守管理と機器の適時更新 	<p>(新設)</p>	<p>県計画との整合（第 2 編第 1 章第 27 節 大規模停電対策計画）</p>

本編該当箇所	【素案（案）】	【現行】秋田市地域防災計画（平成 31 年 3 月 5 日）	備考 （修正根拠等）
第 2 章 第 42 節 (P275)	<p>第 42 節 罹災証明書の交付体制の整備</p> <p>計画の方針</p> <p>市は、大規模災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、平時から、住家被害の調査に従事する職員の育成や、他の地方公共団体等との連携など、必要な業務の実施体制の確保を図る。</p> <p>1 発行体制の整備方針</p> <p>市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、被害認定調査の調査員の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるほか、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムを活用する。</p> <p>2 実施体制の整備</p> <p>(1) 判定基準等の研修・教育の実施</p> <p>防災安全対策課および資産税課は、職員に対し、平時から罹災証明書の交付を想定した訓練を実施するなど、交付手順等に関する十分な知識とノウハウを有する体制を整える。</p> <p>また、県や民間建築関係組織が実施する調査方法や判定基準の研修について積極的な参加を促進し、情報の共有に努める。</p> <p>(2) 業務マニュアル等の整備</p> <p>防災安全対策課および資産税課は、罹災証明書の交付に関する業務を円滑に処理するため、関係各課と連携し、罹災証明書に関する規定や業務マニュアル等を整備する。</p> <p>(3) 他の地方公共団体等との協力体制</p> <p>防災安全対策課および資産税課は、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、受援計画による受入れ体制の構築に努める。</p> <p>(4) 支援システムの活用</p> <p>防災安全対策課および資産税課は、罹災証明書の発行や被害認定調査を支援するシステムが災害時に遅滞なく使用できるよう必要な準備を行う。</p> <p>また、防災安全対策課は、当該システムを被災者台帳として活用できるよう必要な準備を行う。</p>	<p>(新設)</p>	<p>検証項目 No. 31（罹災証明書の発行手順について）の反映</p>

本編該当箇所	【素案（案）】	【現行】秋田市地域防災計画（平成31年3月5日）	備考 （修正根拠等）
第3章 第2節 (P283)	<p>第2節 地方自治体および民間団体等の相互協力体制</p> <p>3 応援職員等の受入体制の確立</p> <p>市は、県、他市町村等との連絡を速やかに行うため、<u>受援計画を策定し、人的応援や物的応援を速やかに受け入れるため体制を確立する。</u></p> <p><u>応援職員が必要となった場合には、応急対策職員派遣制度等に基づき、応援職員の派遣を依頼する。</u></p> <p><u>また、応援要員の受入にあたっては、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援要員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。</u></p> <p><u>受入れた職員や関係機関と、災害対応の進捗状況や人的支援に係るニーズを情報共有し、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努める。</u></p> <p><u>さらに、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペースや仮設の拠点、車両を設置できる空き地などの確保に配慮する。</u></p>	<p>第2節 地方自治体および民間団体等の相互協力体制</p> <p>3 受入体制の確立</p> <p>市は、県、他市町村等との連絡を速やかに行うため<u>連絡窓口を定めるとともに、物資の応援や人員派遣を速やかに受け入れるための施設指定など受入体制を確立する。</u></p>	<p>所要の修正</p> <p>県計画との整合（第2編第2章2節広域応援計画）</p>
第3章 第2節 (P286)	<p>7 受援計画の策定</p> <p><u>市は、災害時において他の自治体や防災関係機関から円滑に応援を受けることができるよう、あらかじめ、受援計画を策定する。受援計画においては、庁内全体の連絡調整窓口、各部の連絡調整窓口、役割分担、要請の手順、受援対象業務について定める。</u></p> <p><u>市は、応急対策職員派遣制度や災害時相互応援協定等を活用した応援職員の受入れについて、訓練等を通じて制度の活用方法と、発災時の円滑な活用について習熟に努める。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	<p>県計画との整合（第2編第2章第2節広域応援計画）</p>
第3章 第6節 (P339)	<p>第6節 被害状況の収集・伝達</p> <p>7 安否不明者の情報収集と氏名等の公表</p> <p><u>市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）について、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。</u></p> <p><u>また、市は、県が安否不明者の氏名等を公表して安否不明者の絞り込みを行う際、県の作成する基本方針に基づき、安否情報の収集・精査等を行う。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	<p>県計画との整合（第2編第2章第4節災害情報の収集・伝達計画）</p>
第3章 第12節 (P373)	<p>第12節 医療救護活動</p> <p>計画の方針</p> <p>大規模な災害が発生した場合は、市内で多数の傷病者が発生することが予想される。その場合、傷病者がいっせいに一部の医療機関に集中し、医療機関が一時的に混乱したり、医療活動が停滞したりすることが考えられる。このため、傷病者の医療活動を迅速かつ的確に実施し、市民の生命を最優先に守るため、<u>秋田市災害時医療救護マニュアルに基づき、初期医療体制や搬送体制の強化を図る。</u></p> <p>また、市は、<u>県保健医療福祉調整本部や市医師会等関係機関との連携により、迅速かつ的確な医療救護活動の実施に努める。</u></p>	<p>第12節 医療救護活動</p> <p>計画の方針</p> <p>大規模な災害が発生した場合は、市内で多数の傷病者が発生することが予想される。その場合、傷病者がいっせいに一部の医療機関に集中し、医療機関が一時的に混乱したり、医療活動が停滞したりすることが考えられる。このため、傷病者の医療活動を迅速かつ的確に実施し、市民の生命を最優先に守るため、<u>初期医療体制や搬送体制の強化を図る。</u></p> <p>また、市は、<u>市医師会等関係機関との連携により、迅速かつ的確な医療救護活動の実施に努める。</u></p>	<p>検証項目 No. 35（災害時における医療の対応について）の反映</p>

本編該当箇所	【素案（案）】	【現行】秋田市地域防災計画（平成 31 年 3 月 5 日）	備考 （修正根拠等）																
第 3 章 第 16 節 (P406)	<p>第 16 節 市民等の避難</p> <p>1 避難情報の発令</p> <p>(1) 避難情報の要件</p> <p>イ 避難情報の発令基準</p> <p>高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令基準は次のとおりとし、総合的に状況を判断して行う。各情報の発令基準の細部については、別にマニュアルで定める。</p> <p style="text-align: center;">表 3-16-1 基本的な避難情報の基準</p> <table border="1" data-bbox="290 562 1412 1497"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【警戒レベル 3】 高齢者等避難</td> <td> 1 避難に時間を要する高齢者等の要配慮者が安全に避難できるタイミングで発令する。 2 河川の水位が氾濫注意水位【警戒レベル 2 相当】に達し、その後も水位の上昇が見込まれ、河川の氾濫に至るおそれがあるとき。 （洪水キキクル（危険度分布）、流域雨量指数の予測値を活用） 3 大雨警報（土砂災害）が発表され、それまでの雨量やその後の予想雨量などから、土砂災害の発生が見込まれるとき。 （土砂キキクル（危険度分布）を活用） 4 夜間に避難指示の発令が予想される場合は、避難行動をとりやすい時間帯での発令に努める。 5 その他警報等が発表され、特に避難準備を要すると判断したとき。 </td> </tr> <tr> <td>【警戒レベル 4】 避難指示</td> <td> 1 災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、人の生命又は身体を災害から防護し、その他災害の拡大を防止するために、立ち退き避難を求めるために発令する。 2 河川の水位が避難判断水位【警戒レベル 3 相当】に達し、その後も水位の上昇が見込まれ、河川の氾濫に至るおそれがあるとき。 （洪水キキクル（危険度分布）、流域雨量指数の予測値を活用） 3 土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害の発生又はそれまでの雨量やその後の予想雨量などから、土砂災害の発生が見込まれると判断される時。 3 津波注意報、津波警報および大津波警報が発表されたとき。 ※台風の接近時に発表される各警報により、暴風等により避難が困難になることを想定して早めに避難指示等を検討する。 </td> </tr> <tr> <td>【警戒レベル 5】 緊急安全確保</td> <td> 1 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立ち退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険がおよびおそれがあり、かつ事態に照らし緊急を要すると認めるときに、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他緊急に安全を確保することを求めるために発令する。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>◆資料編 13-3 水位情報周知河川および避難判断水位</p>	種別	基準	【警戒レベル 3】 高齢者等避難	1 避難に時間を要する高齢者等の要配慮者が安全に避難できるタイミングで発令する。 2 河川の水位が氾濫注意水位【警戒レベル 2 相当】に達し、その後も水位の上昇が見込まれ、河川の氾濫に至るおそれがあるとき。 （洪水キキクル（危険度分布）、流域雨量指数の予測値を活用） 3 大雨警報（土砂災害）が発表され、それまでの雨量やその後の予想雨量などから、土砂災害の発生が見込まれるとき。 （土砂キキクル（危険度分布）を活用） 4 夜間に避難指示の発令が予想される場合は、避難行動をとりやすい時間帯での発令に努める。 5 その他警報等が発表され、特に避難準備を要すると判断したとき。	【警戒レベル 4】 避難指示	1 災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、人の生命又は身体を災害から防護し、その他災害の拡大を防止するために、立ち退き避難を求めるために発令する。 2 河川の水位が避難判断水位【警戒レベル 3 相当】に達し、その後も水位の上昇が見込まれ、河川の氾濫に至るおそれがあるとき。 （洪水キキクル（危険度分布）、流域雨量指数の予測値を活用） 3 土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害の発生又はそれまでの雨量やその後の予想雨量などから、土砂災害の発生が見込まれると判断される時。 3 津波注意報、津波警報および大津波警報が発表されたとき。 ※台風の接近時に発表される各警報により、暴風等により避難が困難になることを想定して早めに避難指示等を検討する。	【警戒レベル 5】 緊急安全確保	1 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立ち退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険がおよびおそれがあり、かつ事態に照らし緊急を要すると認めるときに、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他緊急に安全を確保することを求めるために発令する。	<p>第 16 節 市民等の避難</p> <p>1 避難情報の発令</p> <p>(1) 避難情報の基準</p> <p>ウ 避難情報の基準</p> <p>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の基準は次のとおりとし、総合的に状況を判断して行う。各情報の発令においては、総合的に判断する必要があることから、別にマニュアルで定める。</p> <p style="text-align: center;">表 3-16-1 基本的な避難情報の基準</p> <table border="1" data-bbox="1442 562 2564 1497"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備・ 高齢者等避難開始</td> <td> 1 避難勧告および避難指示発令の可能性が大きいと判断されるとき。 2 短時間強雨による床上浸水や床下浸水などの浸水害が発生するおそれがあるとき。（大雨警報（浸水害）の危険度分布を活用） 3 河川の水位が氾濫注意水位に達し、その後も水位の上昇が見込まれ、河川の氾濫に至るおそれがあるとき。（洪水警報の危険度分布、流域雨量指数の予測値および河川水位現況情報を活用） 4 大雨警報（土砂災害）が発表され、それまでの雨量やその後の予想雨量などから、土砂災害の発生が見込まれるとき。（土砂災害警戒判定メッシュ情報を活用） 5 夜間に避難勧告および避難指示（緊急）の発令が予想される時。（避難行動をとりやすい時間帯での発令に努める。） 6 その他警報等が発表され、特に避難準備を要すると判断したとき。 </td> </tr> <tr> <td>避難勧告</td> <td> 1 地震や風水害等による災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき。 2 河川の水位が避難判断水位に達し、その後も水位の上昇が見込まれ、河川の氾濫に至るおそれがあるとき。（洪水警報の危険度分布、流域雨量指数の予測値および河川水位現況情報を活用） 3 土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害の発生又はそれまでの雨量やその後の予想雨量などから、土砂災害の発生が見込まれると判断される時。（土砂災害警戒判定メッシュ情報を活用） ※ 台風の接近時に発表される各警報により、暴風等により避難が困難になることを想定して早めに避難勧告等を検討する。 </td> </tr> <tr> <td>避難指示 （緊急）</td> <td> 1 避難勧告より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められるとき。 2 地震や風水害による災害を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき。 3 津波注意報、津波警報および大津波警報が発表されたとき。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>◆資料編 13-3 水位情報周知河川および避難判断水位</p>	種別	基準	避難準備・ 高齢者等避難開始	1 避難勧告および避難指示発令の可能性が大きいと判断されるとき。 2 短時間強雨による床上浸水や床下浸水などの浸水害が発生するおそれがあるとき。（大雨警報（浸水害）の危険度分布を活用） 3 河川の水位が氾濫注意水位に達し、その後も水位の上昇が見込まれ、河川の氾濫に至るおそれがあるとき。（洪水警報の危険度分布、流域雨量指数の予測値および河川水位現況情報を活用） 4 大雨警報（土砂災害）が発表され、それまでの雨量やその後の予想雨量などから、土砂災害の発生が見込まれるとき。（土砂災害警戒判定メッシュ情報を活用） 5 夜間に避難勧告および避難指示（緊急）の発令が予想される時。（避難行動をとりやすい時間帯での発令に努める。） 6 その他警報等が発表され、特に避難準備を要すると判断したとき。	避難勧告	1 地震や風水害等による災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき。 2 河川の水位が避難判断水位に達し、その後も水位の上昇が見込まれ、河川の氾濫に至るおそれがあるとき。（洪水警報の危険度分布、流域雨量指数の予測値および河川水位現況情報を活用） 3 土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害の発生又はそれまでの雨量やその後の予想雨量などから、土砂災害の発生が見込まれると判断される時。（土砂災害警戒判定メッシュ情報を活用） ※ 台風の接近時に発表される各警報により、暴風等により避難が困難になることを想定して早めに避難勧告等を検討する。	避難指示 （緊急）	1 避難勧告より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められるとき。 2 地震や風水害による災害を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき。 3 津波注意報、津波警報および大津波警報が発表されたとき。	<p>用語の整理</p>
種別	基準																		
【警戒レベル 3】 高齢者等避難	1 避難に時間を要する高齢者等の要配慮者が安全に避難できるタイミングで発令する。 2 河川の水位が氾濫注意水位【警戒レベル 2 相当】に達し、その後も水位の上昇が見込まれ、河川の氾濫に至るおそれがあるとき。 （洪水キキクル（危険度分布）、流域雨量指数の予測値を活用） 3 大雨警報（土砂災害）が発表され、それまでの雨量やその後の予想雨量などから、土砂災害の発生が見込まれるとき。 （土砂キキクル（危険度分布）を活用） 4 夜間に避難指示の発令が予想される場合は、避難行動をとりやすい時間帯での発令に努める。 5 その他警報等が発表され、特に避難準備を要すると判断したとき。																		
【警戒レベル 4】 避難指示	1 災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、人の生命又は身体を災害から防護し、その他災害の拡大を防止するために、立ち退き避難を求めるために発令する。 2 河川の水位が避難判断水位【警戒レベル 3 相当】に達し、その後も水位の上昇が見込まれ、河川の氾濫に至るおそれがあるとき。 （洪水キキクル（危険度分布）、流域雨量指数の予測値を活用） 3 土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害の発生又はそれまでの雨量やその後の予想雨量などから、土砂災害の発生が見込まれると判断される時。 3 津波注意報、津波警報および大津波警報が発表されたとき。 ※台風の接近時に発表される各警報により、暴風等により避難が困難になることを想定して早めに避難指示等を検討する。																		
【警戒レベル 5】 緊急安全確保	1 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立ち退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険がおよびおそれがあり、かつ事態に照らし緊急を要すると認めるときに、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他緊急に安全を確保することを求めるために発令する。																		
種別	基準																		
避難準備・ 高齢者等避難開始	1 避難勧告および避難指示発令の可能性が大きいと判断されるとき。 2 短時間強雨による床上浸水や床下浸水などの浸水害が発生するおそれがあるとき。（大雨警報（浸水害）の危険度分布を活用） 3 河川の水位が氾濫注意水位に達し、その後も水位の上昇が見込まれ、河川の氾濫に至るおそれがあるとき。（洪水警報の危険度分布、流域雨量指数の予測値および河川水位現況情報を活用） 4 大雨警報（土砂災害）が発表され、それまでの雨量やその後の予想雨量などから、土砂災害の発生が見込まれるとき。（土砂災害警戒判定メッシュ情報を活用） 5 夜間に避難勧告および避難指示（緊急）の発令が予想される時。（避難行動をとりやすい時間帯での発令に努める。） 6 その他警報等が発表され、特に避難準備を要すると判断したとき。																		
避難勧告	1 地震や風水害等による災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき。 2 河川の水位が避難判断水位に達し、その後も水位の上昇が見込まれ、河川の氾濫に至るおそれがあるとき。（洪水警報の危険度分布、流域雨量指数の予測値および河川水位現況情報を活用） 3 土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害の発生又はそれまでの雨量やその後の予想雨量などから、土砂災害の発生が見込まれると判断される時。（土砂災害警戒判定メッシュ情報を活用） ※ 台風の接近時に発表される各警報により、暴風等により避難が困難になることを想定して早めに避難勧告等を検討する。																		
避難指示 （緊急）	1 避難勧告より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められるとき。 2 地震や風水害による災害を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき。 3 津波注意報、津波警報および大津波警報が発表されたとき。																		
第 3 章 第 16 節 (P412)	<p>3 市民の避難に関する留意事項</p> <p>(2) 携行品の制限</p> <p>市民は、避難行動時に必要となる物品について、必要最小限にまとめ、避難の際に持ち出し携行する「非常持出品」を準備する。</p> <p>また、外出時に災害が起きた場合に備え、「常時携行品」の携行にも心がける。避難時の服装は軽装とし、素足を避け、帽子、頭巾、雨具類および必要に応じ防寒具等を持参する。</p>	<p>4 市民の避難に関する留意事項</p> <p>(2) 携行品の制限</p> <p>緊急を要する場合は、貴重品（現金、預金通帳、印鑑、保険証等）、処方薬（お薬手帳）、タオル、チリ紙等、円滑な避難行動に支障をきたさない最小限度のものとする。</p> <p>また、比較的時間に余裕のある場合は、若干の食糧、日用身の回り品等を携行する。</p>	<p>検証項目 No. 11（備蓄品等の配置・配分要領について）の反映</p>																

本編該当箇所	【素案（案）】	【現行】秋田市地域防災計画（平成 31 年 3 月 5 日）	備考 （修正根拠等）
第 3 章 第 17 節 (P422)	<p>第 17 節 避難場所・避難所の開設・運営</p> <p>1 避難場所の開設</p> <p>(1) 災害種別ごとの避難場所 使用できる指定緊急避難場所は災害種別（洪水、土砂災害、地震、津波）ごとに指定する。</p> <p>(2) 避難場所の開設と留意事項 各市民サービスセンターやコミュニティセンター、小中学校の多くは指定避難所の指定とともに指定緊急避難場所に指定しており、災害から命を守るための施設としていち早く開設する必要がある。施設の解錠については、市民生活班または施設の管理者が迅速に行えるよう連絡体制を整備するとともに、地域住民との連携により施設のいち早い解錠について留意する。</p>	(新設)	検証項目 No. 8 (初動体制（開設要員・運営要員の配置等）について)、9 (小中学校での開設要領について) および 17 (職員の交代要領について) の反映
第 3 章 第 17 節 (P428)	<p>3 避難所の運営</p> <p>(4) 避難所における生活環境の保護</p> <p>キ 防犯対策 防犯対策として、必要に応じて警察等と連携し、犯罪やハラスメントの未然防止策を講じ、避難者が安心して避難生活を送ることができる環境の整備に努める。</p>	(新設)	検証項目 No. 12 (防犯対策について) の反映
第 3 章 第 17 節 (P428)	<p>(5) 管理運営上留意すべき事項</p> <p>ア 避難所の維持管理体制の確立 イ 災害対策本部からの指示および伝達事項の周知 ウ 避難者数、給食者数その他物資の必要数の把握と報告 エ 自治組織、施設管理者および行政による連携 オ 避難者の要望、苦情等のとりまとめ カ 環境衛生保護と維持 キ 避難者の精神的安定の維持 ク 施設の保全管理 ケ トラブル発生の防止 コ 避難所開設の早い段階からパーティションや簡易ベッドの設置 サ 栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施</p>	<p>(5) 管理運営上留意すべき事項</p> <p>ア 避難所の維持管理体制の確立 イ 災害対策本部からの指示および伝達事項の周知 ウ 避難者数、給食者数その他物資の必要数の把握と報告 エ 自治組織、施設管理者および行政による連携 オ 避難者の要望、苦情等のとりまとめ カ 環境衛生保護と維持 キ 避難者の精神的安定の維持 ク 施設の保全管理 ケ トラブル発生の防止</p>	防災基本計画 (R6. 6 修正) の反映
第 3 章 第 17 節 (P432)	<p>7 広域避難</p> <p>(1) 体制の構築 市は、大規模な災害が発生するおそれがある場合、他の市町村への円滑な広域避難が可能となるよう、他の市町村との間における応援協定の締結や、具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。</p>	(新設)	県計画との整合 (第 2 編第 2 章第 8 節 避難計画)

本編該当箇所	【素案（案）】	【現行】秋田市地域防災計画（平成 31 年 3 月 5 日）	備考 （修正根拠等）
第 3 章 第 26 節 (P464)	<p>第 26 節 ボランティアの受入れ</p> <p>4 受入体制の確立</p> <p>(1) 災害ボランティアセンターの設置</p> <p>秋田市社会福祉協議会は、市（福祉班）と速やかに協議し、関係各機関と連携を図り、災害ボランティアセンターを開設する。市（福祉班）は、その事務局の設置場所を近隣の公的施設内に提供するとともに、連絡員を派遣する。</p> <p><u>また、災害ボランティアセンターの運営に係る人員体制については、平時より秋田市社会福祉協議会や関連団体と人員派遣について協議し、人員確保に努める。</u></p> <p><u>なお、市は、県から事務の委任を受けた場合に、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費および旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。</u></p>	<p>第 26 節 ボランティアの受入れ</p> <p>4 受入体制の確立</p> <p>(1) 災害ボランティアセンターの設置</p> <p>秋田市社会福祉協議会は、市災害対策本部もしくは市（福祉班）と速やかに協議し、関係各機関と連携を図り、災害ボランティアセンターを開設する。市（福祉班）は、その事務局の設置場所を市庁舎内あるいは、近隣の公的施設内に提供するとともに、連絡員を派遣する。</p>	検証項目 No. 32（災害ボランティアセンターの運営支援について）の反映
第 4 章 第 1 節 (P559)	<p>第 1 節 市民生活安定のための緊急措置</p> <p>計画の方針</p> <p>災害が発生した場合には、住居や家財等を喪失するなど、多くの市民が被害を受け、心の動揺や生活の混乱をきたす。このため、市および関係各機関は相互に協力し、職業のあっせん、租税の徴収猶予および減免、住宅資金貸付、生活必需物資、災害復旧用資機材の確保等の対策を講じて、市民の生活の安定と社会秩序の維持を図るほか、<u>一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係機関と連携して、きめ細かな支援（災害ケースマネジメント）を継続的に実施する。</u></p> <p>また、農林漁業者、中小企業者に対する支援措置や災害弔慰金、災害見舞金等の支給、義援金品の受入れ・配分措置についても適切な対応を図る。</p> <p>市は、これらの支援について、様々な手段を通じて周知に努める。</p>	<p>第 1 節 市民生活安定のための緊急措置</p> <p>計画の方針</p> <p>災害が発生した場合には、住居や家財等を喪失するなど、多くの市民が被害を受け、心の動揺や生活の混乱をきたす。このため、市および関係各機関は相互に協力し、職業のあっせん、租税の徴収猶予および減免、住宅資金貸付、生活必需物資、災害復旧用資機材の確保等の対策を講じて、市民の生活の安定と社会秩序の維持を図る。</p> <p>また、農林漁業者、中小企業者に対する支援措置や災害弔慰金、災害見舞金等の支給、義援金品の受入れ・配分措置についても適切な対応を図る。</p>	検証項目 No. 4（災害ケースマネジメントについて）の反映

本編該当箇所	【素案（案）】	【現行】秋田市地域防災計画（平成 31 年 3 月 5 日）	備考 （修正根拠等）
第 4 章 第 1 節 (P578)	<p>18 災害ケースマネジメントへの移行</p> <p><u>被災者ごとに被災の状況が異なり求められる支援も様々になることから、必要な支援を迅速にきめ細かに届けられるよう状況を把握した上で復興支援を行う災害ケースマネジメントの手法に移行し継続的に実施する。</u></p> <p>(1) 目的</p> <p><u>ア 被災者の自立・生活再建の早期実現</u></p> <p><u>イ 支援制度に関する情報が届いていない被災者に対する支援漏れの防止</u></p> <p><u>ウ 災害関連死の防止</u></p> <p><u>エ 地域社会の活力維持への貢献</u></p> <p>(2) 内容</p> <p><u>ア 平時</u></p> <p><u>市（福祉班）は平常時から秋田市社会福祉協議会やNPO等の民間団体など支援機関と連携体制を構築し、被災者支援の関係部局と共有する。</u></p> <p><u>イ 復興時</u></p> <p><u>(ア) アウトリーチ（戸別訪問や相談等）による状況把握</u></p> <p><u>被災者への戸別訪問や相談対応などのアウトリーチにより、支援が必要な被災者の課題の把握を行う。</u></p> <p><u>(イ) ケース会議による支援方針の検討</u></p> <p><u>被災者支援の関係部局は、支援機関と被災者一人ひとりの課題に応じた支援について検討するケース会議を実施する。</u></p> <p><u>(ウ) 適切な支援策へのつなぎ</u></p> <p><u>被災者の自立・生活再建に向けて、アウトリーチによる状況把握やケース会議による支援策の検討を継続し、適切な支援策につなげる。</u></p>	(新設)	検証項目 No. 4（災害ケースマネジメントについて）の反映